

令和6年度分 随意契約一覧

施設名：東京かつしか赤十字母子医療センター		作成者職・氏名		会計課長 谷口 裕之			
No.	①物品等又は役務の提供の名称及び数量	②随意契約担当部課の名称及び所在地	③随意契約を締結した日	④随意契約の相手方の氏名及び住所	⑤随意契約にかかる契約金額	⑥随意契約によることとした理由	⑦その他必要な事項(備考)
1	電子カルテ更新に伴う端末複製作業・端末展開作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年8月1日	株式会社エフシーケー 東京都世田谷区等々力2-32-19	2,640,000円	現行の電子カルテ導入業者のサービス部門(独立)による更新作業であり、当該システムに精通していることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	電子カルテ更新に伴う看護支援システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月9日	株式会社ケアコム 東京オフィス 東京都千代田区岩本町2-3-3 ザイマックス岩本町ビル1階	1,408,000円	現行の電子カルテに導入している看護支援システムの更新であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	電子カルテ更新に伴う検査部門システム及び生体情報システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月9日	日本光電工業株式会社 東京支社 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー6階	1,785,960円	現行の電子カルテに導入している各システムの更新であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	電子カルテ更新に伴うSFC看護勤務システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月20日	株式会社ケアコム 東京都千代田区神田錦町3-13-7 名古屋ビル本館1階	2,002,000円	現行の電子カルテに導入している看護勤務システムの更新であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	電子カルテ更新に伴う診療情報管理システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年6月21日	インフォコム株式会社 東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト棟10階	2,750,000円	現行の電子カルテに導入している診療情報管理システムのサービス終了し、後継システムの構築に時間がかかることから「緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	電子カルテ更新に伴う診断書作成システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年6月21日	インフォコム株式会社 東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト棟10階	2,145,000円	上記5の診療情報管理システムに連動して使用することから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	電子処方箋導入にかかる作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月26日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,548,500円	電子カルテに付随する機能であり導入業者の作業であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

令和6年度分 随意契約一覧

施設名：東京かつしか赤十字母子医療センター		作成者職・氏名		会計課長 谷口 裕之			
No.	①物品等又は役務の提供の名称及び数量	②随意契約担当部課の名称及び所在地	③随意契約を締結した日	④随意契約の相手方の氏名及び住所	⑤随意契約にかかる契約金額	⑥随意契約によることとした理由	⑦その他必要な事項(備考)
8	クレジット端末導入にかかる作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和7年1月21日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	2,101,000円	医事会計システムに付随する機能であり導入業者の作業であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	AI技術活用促進事業にかかるポータルサイトの作成	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	テクノブレイブ株式会社 東京都千代田区神田三崎町3-1-1 神保町北東急ビル1階	3,245,000円	事業申請から年度末までの期間が短く入札によることが困難なことから「緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
10	AI技術活用促進事業にかかるデータウェアハウスの導入	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	1,232,000円	事業申請から年度末までの期間が短く入札によることが困難なことから「緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
11	AI技術活用促進事業にかかる回線構築	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	株式会社きんでん 東京都品川区東五反田5-25-12 きんでん五反田ビル	1,155,000円	当院のネットワークについて同社で構築していることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	